



# 小児慢性特定疾病の ガイドブック

倉敷市

# 目 次

タイトル	ページ	
倉敷市の小児慢性特定疾病対策	1	
支援に関する機関	2	
生活に役立つツール	2	
医療費の各種制度について	3	
日常生活用具の給付について	4~5	
身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者福祉手帳の取得	6	
障害者総合支援法等によるサービス	7	
手当・年金等（主なもの）	8	
その他の費用助成・貸与サービス等（障がい福祉サービス除く）	9	
色々な相談先	生活全般についての相談先	10
	就労についての相談先	11
災害時対策・非常時に向けての準備のお願い	12	
お問い合わせ一覧	13	

※掲載されている内容については、令和4年10月現在のもので、内容が変更する場合がありますので、事前にご確認ください。

## 小児慢性特定疾病ガイドブックについて

小児慢性特定疾病とは、満18歳未満で発症する特定の疾患です。治療期間が長く、医療費の負担が高額になります。また生活の多岐にわたり心配や悩み事で不安になることもあるかと思います。

このガイドブックは、小児慢性特定疾病的患者や家族が生活を送る上で役に立つ情報（医療助成、福祉、災害対策など）を提供し、日々の生活が安全・安心で、少しでも快適に過ごすことができるよう…という思いで作成しました。皆さまの生活の質の向上にお役立ていただければ幸いです。

令和4年10月1日 倉敷市保健所 保健課（保健医療係）



# 倉敷市の小児慢性特定疾病対策

## 窓口・電話相談

保健所、各保健福祉センターの窓口や電話で、日常生活や療養生活、学校生活、就労などご相談をお受けします。

また必要に応じて関係機関の紹介を行っています。

## 自立支援事業

就学相談会や家族のつどいなど、日程等詳細はチラシや個人通知等でお知らせします。

## 交流会・講演会

患者（児）や家族の方々の情報交換や仲間づくりの場として交流会を開催しています。  
病気の正しい理解を図るため医師等を講師に招き、講演会を開催しています。

## 【小児慢性特定疾病情報センター】

国が定めた子どもの慢性疾患である小児慢性特定疾患について様々な情報の一元化を図り、子どもとその家族、関係する支援団体、医療機関や学会、教育機関や行政等の皆さんに、できるだけわかりやすく情報提供を行うことを目的としています。厚生労働省による小児慢性特定疾病情報管理事業により、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが運営しています。

ホームページでは関係する通知等をご覧いただけます。

ホームページ <https://www.shouman.jp>

## 【難病のこども支援全国ネットワーク】

難病のお子さんとその家族、それを支える様々な立場の人たちとのネットワークづくりを行なっております。いろいろな分野で子どもたちと家族の「いのちの輝き」を高める活動を進めています。

「相談活動」「交流活動」「啓発活動」「地域活動」の4つの活動を柱に活動を行っておりまます。

TEL 03-5840-5972 Fax 03-5840-5974

ホームページ <https://www.nenbyonet.or.jp>

# 支援に関する機関

## 【患者・家族会について】

病気や障がいをもつ患者さんやご家族の方が、より快適に生活を過ごすため、自主的にお互いの情報交換や交流の場として『患者・家族会』（連絡会）をつくり、会報の発行やレクリエーション等様々なグループ活動を行っております。

## 【令和4年1月現在で把握している患者家族の会】

岡山県難病団体連絡協議会	ポプラの会（低身長児者友の会）
難病総合支援ネットワーク iSSN	岡山小児糖尿病協会（岡山つぼみの会）
特定非営利活動法人岡山県腎臓病協議会	川崎病の子供をもつ親の会
全国膠原病友の会 岡山県支部「ふれ愛の会」	人工呼吸器をつけた子の親の会（バクバクの会）
「あすなろ会」 (若年性関節リウマチ JRA) の子供を持つ親の会	JDS（日本ダウン症）協会 岡山支部
(社) 日本てんかん協会 岡山県支部（波の会）	BAの会岡山支部（胆道閉鎖症の子どもを守る会）
全国心臓病の子どもを守る会 岡山県支部	がんの子どもを守る会

※会の連絡先は保健所へお問い合わせください。

## 生活に役立つもの（制度・ツール）のお知らせ

### 「ほっとパーキング岡山」

#### 駐車場利用証制度

岡山県が運用している制度で、対象者（障がいのある方や高齢者などのうち、歩行が困難な方）に専用の利用証を交付し、県と協定を結んだ公共施設や病院、商業施設等にある車いすマーク駐車場（身体障がい者等用駐車場）の適正利用を図るもの。

##### □対象者

特定医療費（指定難病）受給者・特定疾患医療受給者・小児慢性特定疾病医療受給者

※医療受給者証をお持ちの方が申請する際は保健課、各支所（児島・玉島・水島・真備）推進室に医療受給者証をお持ちいただき、申請してください。

詳しくは岡山県障害福祉課のホームページを御覧ください。

[http://www.pref.okayama.jp/  
page/detail-85383.html](http://www.pref.okayama.jp/page/detail-85383.html)



### ヘルプマーク

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見では分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。次とおりヘルプマークを配布していますのでご利用ください。

##### □配布場所

障がい福祉課、健康長寿課、市保健所、児島・玉島・水島保健福祉センター、庄支所、茶屋町支所、船穂支所、真備保健福祉課

##### □配布対象

周囲の人の支援や配慮を必要としている方（代理の方でも可）

##### □問い合わせ先

障がい福祉課

☎ 086-426-3305



# 医療費の各種制度について

(小児慢性特定疾病以外)

## 高額療養費の支給

同じ人が、同じ月内に、医療機関等で支払った1ヶ月の一部負担金が自己負担限度額（月額）を超えた場合、申請により超えた分が高額療養費として払い戻されます。

自己負担限度額は年齢及び所得に応じて算出されます。なお「限度額適用認定証」を事前申請し医療機関に提示することで、医療機関等への支払が自己負担限度額までとなります。詳細につきましては下記にお問い合わせください。

### 問い合わせ先

国民健康保険： 国民健康保険課、支所（児島、水島、玉島）国保介護課、真備保健福祉課

協会けんぽ・船員保険： 全国健康保険協会支部

その他の保険： 健康保険証に記載されている保険者

## 自立支援医療（育成医療）

身体に障がいがあったり、病気を放置すると障がいを残す可能性のある満18歳未満のお子さまについて、生活能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に一部を公費により負担する制度です。申請日以降で1年以内を限度に治療見込み期間の範囲内で受給者証を交付します。

詳しくは、保健課 保健医療係へ

## 重度心身障がい者医療費の助成

心身に重度の障がいがある方

- ①身体障がい者手帳1級・2級を所持している人
- ②療育手帳Aを所持している人
- ③身体障がい者手帳3級と療育手帳B（中度）の両方を所持している人

①～③いずれの場合も、手帳交付日時点で65歳未満の人（所得の制限あり）が、医療保険を使って医療を受けた場合に、その自己負担額の一部を助成します。

詳しくは、医療給付課へ

## 自立支援医療（精神通院医療費）

精神疾患の通院治療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の自己負担が1割になる制度です。入院の場合は対象になりません。

詳しくは保健課精神保健係、支所（児島、水島、玉島、真備）保健推進室へ

# 日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療支援事業の対象となっているお子さんで、日常生活に支障がある方について、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることが目的です。

扶養義務者（保護者）の市民税（所得割）等により、費用の一部について負担額があります。

## 対象者

倉敷市的小児慢性特定疾病医療支援事業で認定されている方※

※ただし、重度身体障害者や重度障害児など、他の施策により日常生活用具の給付を受けることができる場合は原則対象外です。

※クールベスト・紫外線カットクリーム・人工鼻を希望する場合を除いて「重度障害者日常生活用具給付事業」や「重度障害児日常生活用具給付事業」などへ申請してください。

申請・お問い合わせは、13ページの市役所障がい福祉課か支所の福祉課（庄・茶屋町・船穂支所を除く）をご覧ください。

## 対象となる用具と基準額

種 目	対象者	性 能 等	補助基準 単価※1	耐用 年数
便 器	常時介護を要する方	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる)	4,900	8 年
特殊マット	寝たきりの状態にある方	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560	3 年
特殊便器	上肢機能に障害のある方	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320	8 年
特殊寝台	寝たきりの状態にある方	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400	8 年
歩行支援用具	下肢が不自由な方	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ②小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 ③転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000	8 年
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000	8 年
特殊尿器	自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700	5 年

種 目	対象者	性 能 等	補助基準 単価※1	耐用 年数
体位変換器	寝たきりの状態にある方	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500	5 年
車いす (電動以外)	下肢が不自由な方	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440	5 年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380	3 年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040	5 年
クールベスト	体温調節が著しく難しい方	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000	1 年
紫外線カットクリーム ※2	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方	紫外線をカットできるもの。	41,580	
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600	5 年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	173,250	5 年
ストーマ装具(消化器系) ※2	人工肛門を造設した方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520	
ストーマ装具(尿路系) ※2	人工膀胱を造設した方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160	
人工鼻 ※2	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700	

※1 補助基準単価以上の用具を希望する場合、基準単価額を超える額は扶養義務者（保護者）負担となります。

※2 紫外線カットクリーム・ストーマ装具（消化器系・尿路系）・人工鼻の補助基準単価は年間限度額です。

※3 ※2 をのぞき同一種目内で2品以上の申請はできません。また、一度支給を受けた種目は耐用年数内では申請できません。

申請・お問い合わせは、13ページの倉敷市保健所か支所の推進室（庄・茶屋町・船穂支所を除く）をご覧ください。

## **身体障がい者手帳の取得**

身体上の障がいのある方々に、障害者総合支援法などによるサービスを受けたり、医療費助成などの各種制度を利用するためには必要な手帳であり、障がいの程度により等級が決められます。なお診断に必要な診断書は指定の医師が作成します。お住まいの地区により問い合わせ先が変わります。

身体障がい者手帳の取得に関するこ<sub>と</sub>とについて、

詳しくは**障がい福祉課、支所（児島、水島、玉島）福祉課、真備保健福祉課**へ

## **療育手帳の取得**

知的障がいのある方々に、障害者総合支援法などによるサービスを受けたり、医療費助成などの各種制度を利用するためには必要な手帳です。

障がいの程度は、A 最重度、A 重度、B 中度、B 軽度の 4 段階にわけられており、岡山県知事から交付されます。

市役所申請の前に、児童相談所または知的障害者更生相談所での面接・判定が必要になります。

判定の予約など

詳しくは**岡山県倉敷児童相談所・岡山県知的障害者更生相談所倉敷支所**へ

## **精神障がい者保健福祉手帳の取得**

精神障がいのある方々が、障害者総合支援法などによるサービスを受けたり、各種サービスを利用するためには必要な手帳です。

統合失調症、うつ病、発達障がい、てんかん等の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。

障がい等級は 1~3 級があります。岡山県知事から交付されます。

詳しくは**保健課精神保健係、支所（児島、水島、玉島、真備）保健推進室**へ

# 障害者総合支援法等によるサービス

障害者総合支援法及び児童福祉法のサービスを、障がい福祉サービスといいます。

障がい福祉サービスには介護給付と訓練給付のサービスがあります。

※詳細は障がい者ガイドブック（障がい福祉課発行・各支所福祉課等で配布）を参照ください。

## 制度について

対象：身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者（児）・難病患者等（国が定める366疾患に該当）

利用料：市民税課税世帯は1割負担（負担上限月額あり）、市民税非課税世帯は0円

## サービス内容

### 自立支援給付（主なもの）

短期入所（ショートステイ）：自宅で介護する人が病気や休息が必要な場合等に短期間、夜間も含め施設で食事排泄、入浴の介護等を行う  
訓練等給付：就労継続支援（就労についての相談先「障害者総合支援法」p11参照）

### 地域生活支援事業（主なもの）

相談支援：地域活動支援センターⅠ型（p10）参照。生活全般に関する相談、情報提供等

日常生活用具の給付：心身に障がいのある方の日常生活の便宜を図るために必要な用具の給付

移動支援：主に余暇活動や社会参加のための外出の際に利用。（通所や通学には利用できません）

日中一時支援事業：

（日中型）：日中における活動の場を提供し、見守り日常活動に関する簡易な指導又はレクリエーション等放課後活動として利用できます。

（タイムケア型）：家族の就労や一時的な休息を目的として、主に障がい児の放課後の活動の場を提供し、社会に適応するための訓練などを行います。

（医療型）：医療機関や医療機関に併設する施設で医療的ケアの必要な重度の障がい者を預かります。

詳しくは障がい福祉課、支所（児島、水島、玉島）福祉課、真備保健福祉課へ

## 手当・年金等（主なもの）

手 当	内 容	問い合わせ
児童扶養手当	<p>ひとり親家庭（両親のいずれかが一年以上行方不明又は拘禁、一定の障がい等を含む）で18歳到達後最初の3月31日まで（障がいのある場合は20歳未満）の児童を監護している親または養育者（祖父母など）に支給されます。（所得制限あり）※公的年金等を受けることができるときは手当額の全部又は一部を受給できません。</p> <p>第1子 43,070～10,160円      第2子 10,170～5,090円が加算      第3子以降 1人につき6,100円～3,050円が加算</p>	<p>子育て支援課      支所（児島、水島、玉島）福祉課      真備保健福祉課</p>
障がい児福祉手当	<p>精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする児童に支給されます。（障がい者手帳の有無は問いません）</p> <p>（対象者）在宅の20歳未満の方で、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、おむね、身体障がい者手帳1・2級程度の障がい、療育手帳A程度の障がい、もしくはそれと同等の疾患・精神障がいを有する方</p> <p>（所得、施設入所等による支給制限あり）</p> <p>支給額：月額14,850円（令和4年4月現在）</p>	<p>障がい福祉課      支所（児島、水島、玉島）福祉課      真備保健福祉課</p>
特別児童扶養手当	<p>心身に障がいがある児童を家庭で養育している人に支給</p> <p>（対象者）以下の①～③いずれかの条件に該当する20歳未満の児童を養育している人（所得制限あり）ただし、児童が障がいを理由とする公的年金を受けているか、児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。</p> <p>① 身体障がい者手帳1～3級程度に該当している児童      ② 療育手帳A、B（Bは中度の一部）に該当している児童      ③ 重度の精神障がいがある児童</p> <p>支給額（月額）：（1級）52,400円（令和4年4月現在）      （2級）34,900円（令和4年4月現在）</p>	<p>子育て支援課      支所（児島、水島、玉島）福祉課      真備保健福祉課</p>
児童福祉年金	<p>心身に障がいのある児童を養育している人に支給</p> <p>（対象者）以下の①～③いずれかの条件に該当する20歳未満の児童を養育している人（所得制限なし）</p> <p>① 身体障がい者手帳1～3級程度に該当している児童      ② 療育手帳A、B（Bは中度以上）に該当している児童      ③ 特別児童扶養手当の支給対象になっている児童</p> <p>支給額（月額）：（重度）2,000円（令和4年4月現在）      （中度）1,500円（令和4年4月現在）</p>	<p>子育て支援課      支所（児島、水島、玉島）福祉課      真備保健福祉課</p>
障害基礎年金	<p>国民年金加入中に初診日がある病気やケガで心身に障がいを負った人で、障害等級表（国民年金法 ※身体障がい者手帳等の等級とは異なる）の1・2級に該当した場合に受けられます。また、20歳前や60歳から65歳未満のときに初診日がある場合も対象となります。</p> <p>※保険料の納付要件があります。</p> <p>※20歳前に初診日のある場合については、納付要件は問われませんが、本人の所得制限があります。</p>	<p>本庁・各支所市民課（係）      市民税務係      ※国民年金以外の年金加入者は年金事務所又は各共済組合</p>

## その他の費用助成等

サービスの内容	対象となる人・条件等	利用料等	問合せ先
介護用自動車改造費・購入費助成	介護対象者本人または介護対象者を常時介護する3親等以内の親族で、市内に1年以上在住し、市税を完納している世帯に属する方 (介護対象者) ・身体障がい者(下肢または体幹機能障がい1～3級該当) ・65歳以上で要介護1～5の認定者で車いす等を使用しなければならない方	課税状況で助成率変化(100万円まで)	障がい福祉課
補装具助成	車いすや電動ベッド等、申請する品目や年齢、障がい内容によって異なりますので、担当課へお問い合わせください。	用具ごとに基準額を設定	
日常生活用具助成	※小児慢性特定疾患の日常生活用具給付と障がい福祉の日常生活用具助成でご希望の品目が重複した場合、 <u>障がい福祉の制度が優先となります。</u>		
住宅改造費助成	①64歳以下の心身障がい者(肢体・視覚1級、療育手帳A) ②65歳以上の要介護認定を受けた方	世帯の課税状況で助成率変化(他の補助対象額を除いて80万円まで)	介護保険課

※事前に相談の上、申請してください。

## 貸与サービス等

(介護保険・障がい福祉サービス除く)

サービス内容	対象となる人・条件	期間・利用料等	問合せ先
車椅子の一時貸出	在宅で福祉機器が必要となった方	6ヶ月以内 無料	
福祉車両貸出	ストレッチャー、車椅子使用の人の移送に必要な方	3日以内 利用料は無料ですが、燃料は満タンでの返却	社会福祉協議会

# 色々な相談先

## 生活全般についての相談先

### 【総合療育センター ゆめぱる】

子どもの発達に関する悩み、福祉サービス利用の相談などを行なっています。

18歳未満の方の福祉サービスの申請も受け付けています。

場 所：くらしき健康福祉プラザ 1階（笹沖 180 番地）

利用日時：火曜日～土曜日 9～17時 ※祝日、年末年始は除く

電話番号：086-434-9882

### 【地域活動支援センターⅠ型】

障がいのある方やその保護者、介護者などからの生活全般に関する相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。こんな時にご相談ください。

- ・福祉の制度や福祉サービスについて知りたい
- ・学校卒業後の進路について心配している
- ・手帳や年金の申請について知りたい
- ・一人暮しがしたい
- ・成年後見人制度や日常生活自立支援事業について知りたい

まずはお近くのセンターへご相談ください。

倉敷地域生活支援センター	倉敷市生坂 836-1	086-464-4310
倉敷西部地域生活支援センター	倉敷市東富井 739-2	086-441-3402
倉敷市児島障がい者支援センター	倉敷市児島駅前 4丁目 83-2	086-472-3855
倉敷市玉島障がい者支援センター	倉敷市児島阿賀崎 2丁目 1-10	086-525-7867
倉敷市水島障がい者支援センター	倉敷市水島東栄町 12-28	086-440-3334
真備地域生活支援センター	倉敷市真備町川辺 2058	086-441-7800

### 【倉敷市生活自立相談支援センター】

倉敷市に居住している方で、生活にお困りの方、仕事の悩みを抱えられている方の支援を行う窓口です。相談支援員・就労支援員が、寄り添う支援で解決を目指します。

まずは、下記までご相談ください。

対 象：市内在住で経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方  
(ただし、生活保護を受給中の方は除きます)

場 所：くらしきシティプラザ西ビル 8階（倉敷市阿知 1丁目 7番 2-804-2号）

利用日時：毎週月～金曜日 9～17時 ※祝日、年末年始は除く

相談受付先：086-427-1288

メールアドレス：[kurasikijiritu@mbr.sphere.ne.jp](mailto:kurasikijiritu@mbr.sphere.ne.jp)

センターホームページ：<http://www.js-kurashiki.jp>

## 就労についての相談先

### 【障害者総合支援法】

#### ・就労移行支援

就労を希望する人に、一定期間の活動機会の提供、知識能力の向上訓練を行います。

#### ・就労継続支援

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や活動機会の提供、能力の向上などの訓練を行います。

問い合わせ先：障がい福祉課、支所（児島、水島、玉島）福祉課、真備保健福祉課

### 【障がい者就業・生活支援センター】（くらしき健康福祉プラザ内）

働くことや、それに伴う生活の中でお困りになっている方のご相談をお受けします。

必要な情報を提供するほか、さまざまな関係機関と協力して支援を行っています。

地域：倉敷市・早島町・総社市・笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町

利用時間：火曜日～土曜日（日曜日・月曜日・祝日は休み）

9：00～17：15

問い合わせ先：086-434-9886

### 【職業紹介・就職促進】

就業相談や就職希望者と事業主との面接会などの実施を行います。

問い合わせ先は

ハローワーク倉敷中央：086-424-3333

ハローワーク児島：086-473-2411

### 【岡山障害者職業センター】

ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

問合せ先：086-235-0830（岡山市北区中山下）

### 【国立吉備高原職業リハビリテーションセンター】

職業能力の評価から就職に必要な知識・技術を身につける職業訓練および職業指導までの一貫した職業リハビリテーションサービスを提供し、職業人としての自立を援助する施設です。

管理課：0866-56-9007（加賀郡吉備中央町）

# 災害時対策・非常時に向けての準備のお願い

日頃の備えについて：ライト、非常食や水、携帯用ラジオ、現金などの必要なものを整理しておきましょう。緊急避難先・かかりつけ病院等の連絡先をメモしておきましょう。お薬手帳がある場合にはお薬手帳に緊急連絡先をメモしておきましょう。

## 【服薬中の方】

非常時に持ち出せるよう、携帯用に予備の薬を備えましょう。また、お薬手帳も携帯するようにして、中には関係者の名前や連絡先などを記入しておきましょう。

## 【医療機器を使用している方】

医療機器の定期点検と、バッテリーなどの状況の確認を行いましょう。（メーカーや販売医療機器業者に相談することをお勧めします。）

## 【人工呼吸器を使用中の方】

内臓バッテリーの有無・バッテリーの寿命の確認、外部バッテリーの備えをしましょう。  
アンビューバックを用意し、定期的に使い方を確認しましょう。  
車のシガーソケットから充電できる機器があれば、専用のアダプターを備えましょう。

## 【在宅酸素療法をしている方】

予備の酸素ボンベ・移動用のキャリーの備えをしましょう。（火気厳禁なので、使用方法・保管場所にも注意をしてください。）  
予備のチューブや衛生セットを持ち運べる状態で保管しておきましょう。  
※酸素ボンベ運搬車の購入に対する補助事業があります。

詳しくは障がい福祉課、支所（児島、水島、玉島）福祉課、真備保健推進室へ

## 【吸引器を使用している方】

内臓バッテリーの有無・バッテリーの寿命の確認、外部バッテリーか予備機の備えをしましょう。電源を使用しない手動式・足踏み式の吸引器の備えをしましょう。  
予備のチューブや衛生セットを持ち運べる状態で保管しておきましょう。

## 【体温維持が困難な方】

気温上昇に伴う体温上昇に備え、クールベスト・保冷剤（保冷枕）・クールマット・冷却マット、気温低下に伴う体温低下に備え、カイロ・アルミブランケット・毛布などを備えましょう。

## 【人工透析中の方】

在宅で人工透析をしている方は、内臓バッテリーの有無・バッテリーの寿命の確認、外部バッテリーの備えをしましょう。  
低カリウム・エネルギーの多い非常食（カロリーメイト・減塩タイプの保存食等）を備えましょう。水分補給ができるように保存水を備えましょう。

## 【インスリン・成長ホルモン等の冷蔵保存を要する薬剤を使用している方】

冷蔵保存状態確保のため、クーラーバッグ、保冷剤の備えをしましょう。（薬剤の保管方法については病院・薬局や薬剤メーカーにお問い合わせください。冷凍してはいけないものもあります。）注射器・衛生セットも備えましょう。

※倉敷市では、バッテリー・アンビューバッグの購入等に対する補助事業等はございません。ご了承ください。

## お問い合わせ一覧

名 称		電話番号	所在地
倉敷市保健所	保健医療係	086-434-9812	倉敷市笹沖 170
	精神保健係	086-434-9823	
倉 敷 市 役 所	市民課（国民年金）	086-426-3291	倉敷市西中新田 640
	障がい福祉課	086-426-3305	
	子育て支援課	086-426-3314	
	介護保険課	086-426-3343	
	国民健康保険課	086-426-3281	
	医療給付課	086-426-3395	

支所 (庄・茶屋町・船穂支所を除く)	児島保健福祉センター	児島保健推進室	086-473-4371	倉敷市児島小川町 3681-3 (児島支所内)
		福祉課	086-473-1119	
		国保介護課	086-473-1114	
	玉島保健福祉センター	玉島保健推進室	086-522-8113	倉敷市玉島阿賀崎 1-1-1 (玉島支所内)
		福祉課	086-522-8118	
		国保介護課	086-522-8185	
	玉島保健福祉センター	真備保健推進室	086-698-5111	倉敷市真備町箭田 1141-1 (真備支所内)
		真備保健福祉課	086-698-5113	
		国保介護係	086-698-5112	
	水島保健福祉センター	水島保健推進室	086-446-1115	倉敷市水島北幸町 1-1 (水島支所内)
		福祉課	086-446-1114	
		国保介護課	086-446-1123	

名 称		電話番号	所在地
倉 敷 市 社 会 福 祉 協 議 会	地域福祉課	086-434-3301	倉敷市笹沖 180 (くらしき健康福祉プラザ内)
	水島事務所	086-446-1900	倉敷市水島北幸町 1-1 (水島支所内)
	児島事務所	086-473-1128	倉敷市児島小川町 3681-3 (児島支所内)
	玉島事務所	086-522-8137	倉敷市玉島阿賀崎 1 丁目 1-1 (玉島支所内)
	真備事務所	086-698-4883	倉敷市真備町箭田 1161-1 (真備保健福祉会館内)

名 称		電話番号	所在地
岡山県倉敷児童相談所		TEL 086-421-0991	倉敷市美和 1 丁目 14-31
		Fax 086-421-0990	

●倉敷市保健所ホームページ

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/soumu-hk/>



## 小児慢性特定疾病ガイドブック

この冊子に掲載している情報は、ある程度の期間で更新されることもあります。

お電話などで事前にお確かめになってからお出かけください。

令和4年10月  
倉敷市保健所保健医療係 TEL086-434-9812